

石垣市自然環境保全条例に基づく保全種及び保護地区の 指定検討について

1. 背景と目的

石垣島の豊かな自然環境は、亜熱帯気候にあつて多様な野生動植物や天然記念物等の貴重な希少種の住处としてとても重要であるとともに、市民の暮らしにうるおいと安らぎを与え、多様な伝統と文化を育んできた歴史があり、古くから自然の恵みへの感謝の心や自然との共生思想を授けてくれる、市民のかけがえのない財産である。

於茂登の山々をはじめとする緑豊かな自然は水源をかん養する天然の貯水槽として、エメラルドグリーンの彩豊かな周辺海域のサンゴ礁は天然の漁礁及び防波堤となっており、市民生活に欠かせない重要な役割を果たしている。

また、石垣島の自然環境は、観光資源として評価もひじょうに高く、観光立市を掲げる本市においては、自然環境に対する総合的な保全対策を慎重且つ積極的に推進していくことが求められている。

このような状況に適切に対応していくため、石垣市では、市民・事業者・行政の協働のもと、本市の豊かな自然環境の保全を推進し、現在及び将来の市民の暮らしのうるおいと安らぎを確保するとともに、地域が誇る日本最南端の自然文化都市を永続的に創造していくため、石垣市自然環境保全条例にもとづく自然環境保全基本方針を平成 26 年 3 月に策定したところである。

今年度は、同条例や基本方針に基づく具体的な自然環境保全施策を推進していく一環として、「希少野生動植物保全種」及び「希少野生動植物保護地区」の指定に向けた検討を行い、その(案)をとりまとめるものである。また、併せて、保全の取り組みを盛り込んだ「石垣市希少野生動植物保全計画書(案)」を作成する。

2. 検討事項

今年度の検討事項は、下記のとおりである。

- (1) 希少野生動植物保全種(保全種)の指定検討
- (2) 希少野生動植物保護地区(保護地区)の指定検討
- (3) 保全計画書(案)の作成

(1) 希少野生動植物保全種(保全種)の指定検討

石垣市自然環境保全条例第 26 条に基づく希少野生動植物保全種(保全種)の指定に係る検討を行う。

- ・保全種の選定に係る考え方の検討(選定根拠など)
- ・保全種候補のリストアップ
- ・保全種の選定(当初案、最終案)

保全種に係る基本事項

<保全種とは>

- ・市内に生息又は生育する種のうち、特に保護する必要があると認める種(条例第 26 条)

<規制内容等>

- ・何人も、保全種を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、通常の管理行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。(条例第 27 条)
- ・第 27 条の規定にかかわらず、学術研究上から保全種を捕獲し、又は採取しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を得なければならない。(条例第 28 条)

<罰則>

- ・条例第 27 条の規定に違反した者 : 30 万円以下の罰金
- ・条例第 28 条の規定に違反した者 : 20 万円以下の罰金

(2) 希少野生動植物保護地区(保護地区)の指定検討

石垣市自然環境保全条例第 29 条に基づく希少野生動植物種保護地区(保護地区)の指定に係る検討を行う。

- ・保護地区の選定に係る考え方の検討(選定根拠など)
- ・保護地区候補の抽出
- ・保護地区における制限行為の検討
- ・保護地区の選定(当初案、最終案)

保護地区に係る基本事項

<保護地区とは>

- ・保全種を将来にわたって保護することが必要な地区(条例第 29 条)

<規制内容等>

- ・条例等に特段の記載なし

<罰則>

- ・条例等に特段の記載なし

(3) 保全計画書(案)の作成

保全種及び保護地区の指定に係る検討結果を「石垣市希少野生動植物保全計画書(案)」としてとりまとめる。記載内容は、保全種や保護地区の検討結果を活用するとともに、保全の取り組みについては類似事例や有識者ヒアリングなどを踏まえ検討し、計画書に反映する。

<保全計画書(案)の骨子>

1. 背景と目的
2. 保全種の情報
3. 保護地区のエリア図と行為の制限
4. 保全の取り組み
5. 関係官署の連絡先

3. 検討方針・フロー

保全種及び保護地区の検討にあたっては、石垣市自然環境保全条例や自然環境保全基本方針の趣旨を踏まえるとともに、有識者等へのヒアリング結果や先行事例等を参考に選定作業を進め、検討経過・結果については、石垣市自然環境保全審議会に諮り、その助言・指導等を適切に反映していくものとする。

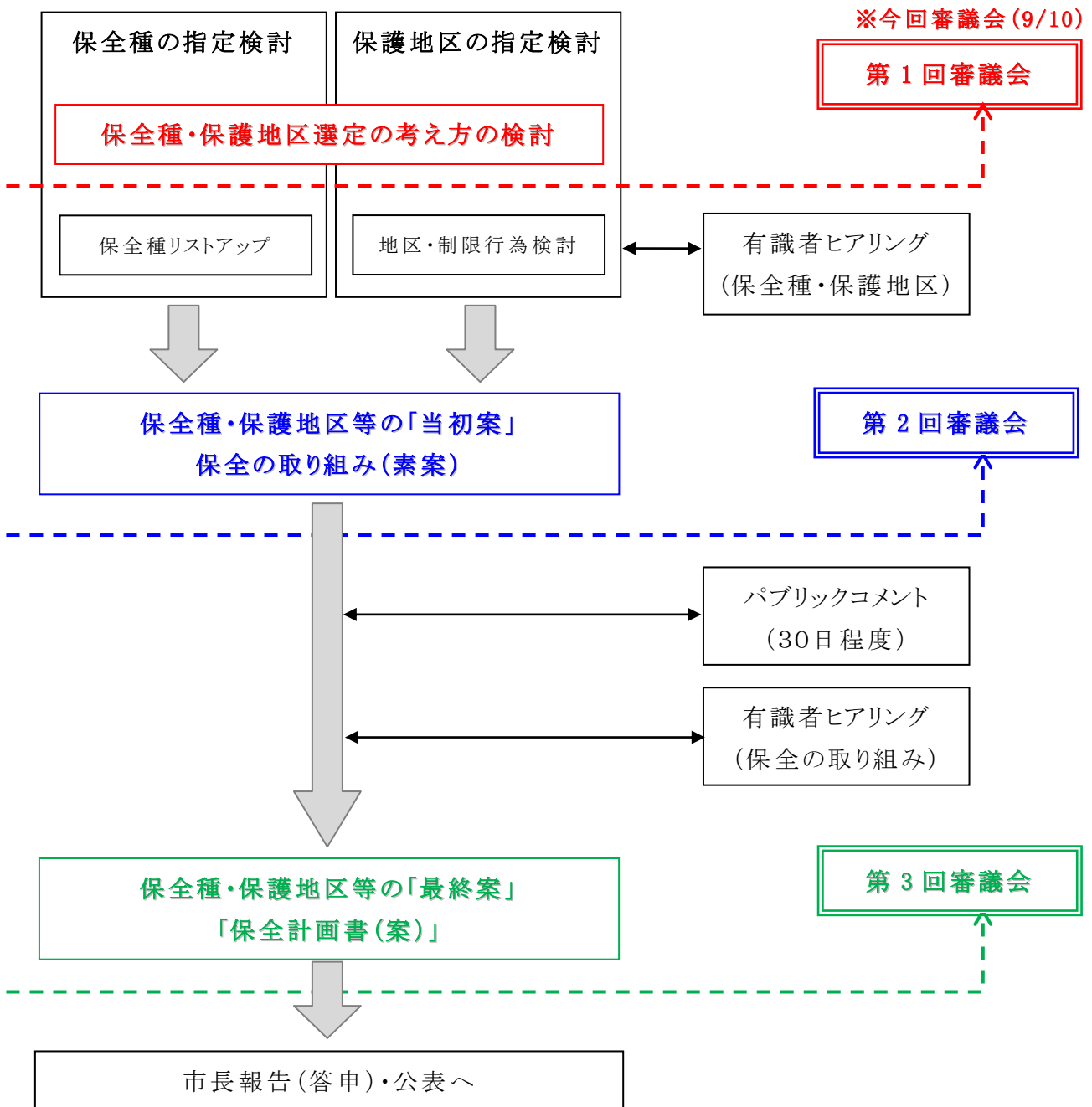


図 1 検討フロー